

議案第 4 7 号

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部改正について

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行いたいため

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例（平成２７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

題名中「空き家」を「空家等」に改める。

第１条中「、空き家」を「、空家等」に改め、「（以下「空き家等」という。）」を削る。

第２条第１号を次のように改める。

（１） 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する空家等をいう。

第２条第３号中「空き家の倒壊等又は空き地への樹木等の繁茂若しくは建築材料、物品等の堆積」を「建築物の倒壊、樹木の繁茂又は建築材料の堆積等」に改め、同条第４号中「空き家等」を「空家等及び空き地」に改める。

第３条中「自らが所有し、又は管理する空き家等」を「空家等及び空き地」に改める。

第４条中「空き家等」を「空家等及び空き地」に改める。

第５条第１項及び第２項並びに第６条第１項中「空き家等」を「空き地」に改める。

第１０条第１項中「助言又は指導」を「次に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

- （１） 法第１３条第１項の指導
- （２） 法第２２条第１項の助言又は指導
- （３） 第６条第１項の助言又は指導

附 則

この条例は、公布の日から施行する。